

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）
（抄）

（空気調和設備等）

第十四条 法第七十二条の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）は、次のとおりとする。

- 一 空気調和設備その他の機械換気設備
- 二 照明設備
- 三 給湯設備
- 四 昇降機

（特定建築物の規模）

第十五条 法第七十三条第一項の政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第十六条 法第七十四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第七十四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の延べ面積をいう。）が一万平米メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及びその他の処理施設（産業廃棄物処理場に限る。）に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（特定建築物の改築等の規模）

第十七条 法第七十五条第一項第一号の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

2 法第七十五条第一項第一号の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

（特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模）

第十八条 法第七十五条第一項第二号の政令で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が二千平方メートルであること又は当該面積の合計が二千平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であつて次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。

- 一 特定建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の二分の一
- 二 特定建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当

該特定建築物の敷地境界線（建築基準法第四十二条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が一・五メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の二分の一

三 特定建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の二分の一

（空気調和設備等の改修）

第十九条 法第七十五条第一項第三号の政令で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

一 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修

イ 空気調和設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 暖房のための熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの
- (2) 冷房のための熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの

ロ 空気調和設備のポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 暖房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
- (2) 冷房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの

ハ 空気調和設備の空気調和機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が六万立方メートル毎時以上のもの
- (2) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が当該空気調和設備のすべての空気調和機の定格風量の合計の二分の一以上のもの
- (3) 当該特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え

二 空気調和設備以外の機械換気設備 機械換気設備の送風機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が五・五キロワット以上のもの

ロ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機の電動機の定格出力の合計の二分の一以上のもの

三 照明設備 照明設備の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

ロ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該特定建築物の床面積の合計の二分の一以上のもの

ハ 当該特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え

四 給湯設備 次のいずれかに該当する改修

イ 給湯設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が二百キロワット以上のもの
- (2) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの

ロ 給湯設備の配管の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 当該取替えに係る配管の長さの合計が五百メートル以上のもの

- (2) 当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の二分の一以上のもの
- 五 昇降機 二以上の昇降機を取替え

(届出等を要しない建築物)

第二十条 法第七十五条第六項の政令で定める建築物は、次のとおりとする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 二 文化財保護法第四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物
 - 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
 - 四 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
 - 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物で、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
 - 六 景観法（平成十六年法律第一百号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 2 法第七十五条第六項の政令で定める仮設の建築物は、次のとおりとする。
- 一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
 - 二 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
 - 三 建築基準法第八十五条第五項の許可を受けた建築物

第三十一条 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、特定建築主等又は法第七十五条第四項の規定による報告をすべき者に対し、その同条第一項各号に掲げる行為をしようとする特定建築物又は同条第四項の報告に係る特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工又は維持保全に係る事項のうち次に掲げるものに関し報告させることができる。

- 一 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項
 - 二 特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する事項
- 2 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、その職員に、特定建築物又は特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物の外壁、窓等及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等並びにこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。